

【アジア第1ゾーン代表者会議要綱（案）制定の内容】

<p>制定する 要綱</p>	<p>アジア第1ゾーン代表者会議要綱</p>
<p>概 要</p>	<p>1 「要項」の廃止と「要綱（案）」の制定 これまでは「アジア第1ゾーン代表者会議要項」に基づき、本会議を開催していたが、「要項」とは、細目的な指針・基準を定めるものであり、会議ごとに開催日時、場所、登録料等の具体的な事柄を記したものであることから、開催根拠を記すものとしては好ましくない。したがって、本開催にあたり全般的かつ根本的な事項、指針および基準を定めることを目的に、「要綱（案）」を制定する。</p> <p>2 条文ならびに文言の修正、削除および追加 現要項の掲載内容と現状の本会議の開催状況等を照合し、現状に合わせつつ開催にあたり不都合が生じないように、内容を改める。また、条文形式にすることで、内容がより明確になるよう改める。主な改正内容は以下のとおり。</p> <p>① 第3条： 本会議および全国ローターアクト研修会のホスト地区を、ガバナーの承認を得たのち、本会議内の議決により決定することを追加</p> <p>② 第6条： 開催日時は、準備の都合等を鑑み、ゾーン会議もしくはそれ以外の連絡手段等により、各地区に報告</p> <p>③ 第7条： 委任状の様式を追加。欠席地区のほか、地区内の全ての義務出席者が欠席の場合、委任状の提出を要する</p> <p>④ 第8条： 議長の選出について新規追加</p> <p>⑤ 第9条： 議決結果の報告様式ならびに次回ゾーン会議にて報告する旨を新規追加</p> <p>⑥ 第10条： 費用分担の項目を削除し、諸経費は登録料や前年度繰越金等により充てることとし、収支報告の様式ならびにゾーン会議にて報告する旨を新規追加</p> <p>⑦ 第11条： 現要項に掲げる保管・引継の内容を全て本条に掲げ、さらに連絡網を作成し、次回ホスト地区に引継ぐ旨を追加 また、要項の原本に係る署名および押印を、ホスト地区ローターアクト代表および当該会議の議長と改める</p>

<p>施行期日</p>	<p>平成29年7月1日から施行</p>
-------------	----------------------